

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和2年6月16日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー

京都市右京区山ノ内池尻町一丁目1番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 682台	位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 514台
駐車場の出入口の数及び位置	数 出入口3箇所、入口1箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり	数 出入口2箇所、入口1箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり
来客が駐車場を利用	駐車場① 午前6時30分か	駐車場① 午前6時30分か

できる時間帯	ら午後11時30分 まで 駐車場② 午前6時30分か ら午後10時まで 駐車場③ 午前8時30分か ら午後10時まで	ら午後11時30分 まで 駐車場② 午前6時30分か ら午後10時まで
--------	---	--

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

令和3年1月30日

3 届出年月日

令和2年5月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 期間

令和2年6月16日(火)から同年10月16日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和2年10月16日（金）

（産業観光局地域企業イノベーション推進室）